

令和 3 年 1 2 月 1 7 日

関係各位

一般社団法人大日本水産会
全国漁業協同組合連合会

「漁業者に新型コロナウイルス感染者が発生したときの対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」の一部改正について

漁業関係者の皆様におかれましては、これまでも新型コロナウイルス感染症が蔓延する中で「漁業者に新型コロナウイルス感染者が発生したときの対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」にもとづき事業を維持し、水産物の安定供給に努めてこられましたことに、厚くお礼申し上げます。

今般、一般社団法人大日本水産会及び全国漁業協同組合連合会では基本的ガイドラインについて、新型コロナウイルス感染症に関する専門家の助言等を踏まえ、最新の知見等を反映した改正を行いました。

新型コロナウイルス禍においても、漁業関係者が事業を維持し、業界の使命である水産物の安定供給を行うため、今後とも基本的ガイドラインに則って感染予防と事業継続を図ることとしますので、会員・組合員の皆様におかれましても、改正後の基本的ガイドラインに則り現場の状況も踏まえながらご対応下さいますよう、引続きのご理解とご協力をお願いいたします。

○ガイドライン改正のポイント

1. 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底

- ・新型コロナウイルスに関する専門家の助言等を踏まえ、最新の知見等を反映。特にデルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染の経路に応じた感染防止策を講じる必要があることについて詳細に記載。
- ・デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、正しいマスクの着用についての周知・徹底、石けんと流水によりこまめに手洗いを行うことを徹底すること、飲酒に関すること、大声や長時間の会話を控えること等を記載。

(※1の(1)の⑤、⑦、⑩及び⑫等)

- ・新型コロナワクチンの接種を推奨する一方、接種を受ける者の同意がある場合に限り接種を行うことや、接種を受ける者は、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意志で接種を受けること、また、接種の強制や接種を受けていない者への差別的な扱いを行わないこと等を記載。

(※1の(1)の⑬)

- ・船内及び事務所等における検査の更なる活用・徹底を図ること、その際の留意点について記載。また寮などで集団生活を行っている場合や、乗組員同士の距離が近いなど、クラスター発生の危険性が高い職場環境における定期的な PCR 検査の活用の検討について追記。

(※1の(3))

4. 船内及び設備等の洗浄の実施

- ・地域における新型コロナウイルス感染症の罹患者の発生状況や緊急事態宣言等の措置の状況等を考慮して、必要に応じて陽性者発生時の PCR 検査で陰性であった者に対して出航前に再度 PCR を実施する等の予防的な対応を講じても差し支えないことを記載。